

配水管工事の取扱いの見直しについて

配水管工事の取扱いについては、平成25年度から希望業種としての配水管工事を廃止し、土木工事に統合することをお知らせしていましたが、許可取得に必要な準備期間及び配水管工事の専門性等を考慮し、経過措置期間の延長をはじめ、下記のとおり見直しを行います。

関係者の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしく申し上げます。

記

1 変更内容について

(1) 経過措置期間の延長

激変緩和の経過措置期間として平成24年度は現状維持とし、平成25年度からの変更を予定していましたが、許可取得に必要な国家資格の受験機会を確保するなど許可取得に当たっての準備期間を考慮し、経過措置期間を2年延長し、平成27年度からの変更とします。

(2) 希望業種及び必要な建設業許可

希望業種としての配水管工事を廃止し、土木工事に統合を予定していましたが、配水管工事の専門性を考慮するとともに大阪府建築振興課より配水管工事について本来必要とされる建設業許可は水道施設工事業であるとの指摘を受けましたので、建設業法の趣旨に沿った発注となるよう、必要な建設業許可を水道施設工事業に変更し、これに伴い希望業種はその他工事に統合します。

(変更前)

	現行	平成24年度	平成25年度
希望業種	配水管工事	現行どおり	土木工事
必要な建設業許可	管工事業又は水道施設工事業		土木工事
必要な経営事項審査	管工事又は水道施設工事		土木一式工事
格付	客観点：管又は水道施設工事のうち高い方の経審点		客観点：土木一式工事の経審点

(変更後)

	現行	平成24～26年度	平成27年度
希望業種	配水管工事	現行どおり	その他工事
必要な建設業許可	管工事業又は水道施設工事業		水道施設工事業
必要な経営事項審査	管工事又は水道施設工事		水道施設工事
格付	あり(客観点は、管工事又は水道施設工事のうち高い方の経審点)		なし(入札参加に当たり、水道施設工事の経審点を考慮)

2 平成25年度の配水管工事の格付について

既に経営事項審査において配水管工事の完成工事高を土木一式工事に振り替えた事業者については、その旨の依頼があった場合に限り、格付を調整します。